

高齢者に空き住戸を貸したいんだけど、
孤立死とか**亡くなった後の家財処分**とか考えると、
 オーナーさんは嫌がるかなあ・・・
 何かいい方法はないかなあ・・・

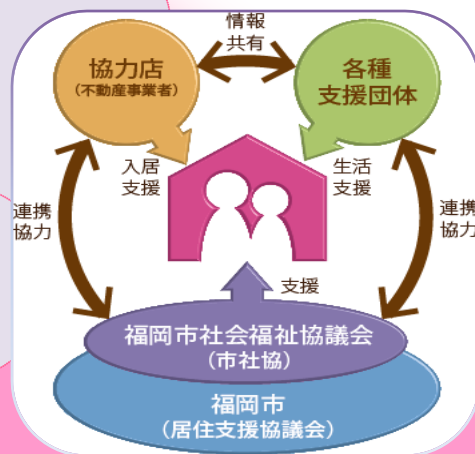


住まいサポート
 ふくおか

不動産事業者のみなさま！ 『住まいサポートふくおか』の 協力店になりませんか？

『住まいサポートふくおか』とは・・・

高齢者世帯の入居に協力する「協力店」と
 入居中の様々な生活支援を担う「支援団体」、
福岡市社会福祉協議会、**福岡市**とが連携・協力し、
 住替えを希望する高齢者世帯を
 支援する仕組みです。



協力店として参加するメリットは??

- ★ 支援団体の**入居支援サービス**を活用することで、安心して高齢者と家主との仲介できるよ！
- ★ CSR（企業の社会的責任）の向上と企業の**イメージアップ**♪

オーナーさんのメリットは??

- ☆ 空き住戸と高齢者とのマッチングで、空き住戸を解消！
- ☆ 支援団体の**入居支援サービス**の活用により、安心して高齢者に貸せるよ！！



詳しくは裏面へ！

ご利用 できる方

市内の民間賃貸住宅への転居を希望している方で、65歳以上の単身の方、もしくは、65歳以上の方のみで構成される世帯

※民間賃貸住宅の家賃及び入居支援サービス等にかかる費用を負担できる見込みがある必要があります。

支援団体が提供する入居支援サービス等

福岡市に登録された支援団体が、民間賃貸住宅への入居支援サービス及び入居後の生活支援サービスを提供します。

(支援団体が提供するサービスは、入居者が各支援団体と契約したときのみ提供されるもので、入居契約に伴い提供されるものではありません。)

見守り	定期的な安否確認、 見守りセンサー、 定期訪問 など	死後事務委任	行政への諸手続、 関係者への連絡 など
緊急時対応	119番通報、 協力員等による駆けつけ など	家財処分	家財回収、処理 ハウスクリーニング、 片付け など
専門相談	弁護士、司法書士、行政書士 による各種相談	葬儀	納棺、火葬 など
生活支援 サービス	NPOやボランティア等による 家事、買い物、外出等の支援	埋葬・納骨	永代供養、 共同墓等への納骨 など
権利擁護	成年後見受任、 福祉サービスの利用援助や 日常的金銭管理 など	医療・介護・保健 サービス等の コーディネート	いきいきセンターふくおか による各種サービスの コーディネート

まずは、下記にご相談、お問い合わせ下さい

福岡市
社会福祉
協議会

地域福祉部 地域福祉課

住所 中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ3階

受付日時 月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時

交通 機関	福岡市営 地下鉄	●唐人町駅 4番出口	▶ 徒歩約7分
		●大濠公園駅 1番出口	▶ 徒歩約10分
	西鉄バス	●黒門バス停	▶ 徒歩約5分
		●福大若葉高校前バス停	▶ すぐ

電話等

TEL 092-720-5356
FAX 092-751-1524



平成 30 年度 福岡市

高齢者世帯住替え助成事業のご案内

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成する事業です。**（助成金額は、最大10万円です。）**

■募集期間

募 集 期 間
平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
※助成金の受付は、募集期間内で先着順とさせていただきます。



■注意事項

○助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

○申請は、窓口で受け付けます。（郵送不可）

○申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

【お問い合わせ・申請窓口】

福岡市役所住宅計画課（市役所本庁舎 3 階）

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電 話：092-711-4279（平日 9：00～12：00・13：00～17：00）

F A X：092-733-5589

<ホームページ>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei.html>

福岡市 高齢者世帯住替え助成

検索

クリック！

■助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要件								
<input type="checkbox"/>	<p>○以下のいずれかに該当する世帯であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし世帯 ・65歳以上の方と、60歳以上の親族で構成される世帯 <p>※65歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、その方の年齢は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定を受けている方 ・身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持し1級又は2級の方 ・療育手帳を所持しA又はB1の方 								
<input type="checkbox"/>	○福岡市内に住民票があること。								
<input type="checkbox"/>	○転居前の住宅の直近6か月間の家賃に未払いがないこと。								
<input type="checkbox"/>	<p>○福岡市内の下記に定める住宅間で転居を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転居前の住宅</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅、UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅、申請者が所有する住宅からの住替え、それらの住宅への住替えは対象外</p>	転居前の住宅	転居後の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 				
転居前の住宅	転居後の住宅								
<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 								
<input type="checkbox"/>	<p>○前年における世帯の所得金額が、以下の表に定める金額以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">世帯人数</th> <th style="width: 25%;">1人</th> <th style="width: 25%;">2人</th> <th style="width: 25%;">3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>1,896,000円</td> <td>2,276,000円</td> <td>2,656,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒所得基準の確認方法については、窓口までご相談ください。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	総所得金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円
世帯人数	1人	2人	3人						
総所得金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円						
<input type="checkbox"/>	○本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。								
<input type="checkbox"/>	○生活保護を受給していないこと。								
<input type="checkbox"/>	○暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。								
<input type="checkbox"/>	○過去にこの助成金を受けていないこと。								

■住替え後の住宅の要件

住替え後の住宅が以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件										
<input type="checkbox"/>	<p>○以下の表に定める専用面積を有する住宅であること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th></tr></thead><tbody><tr><th>住戸専用面積</th><td>25㎡以上 (18㎡以上)</td><td>30㎡以上 (27㎡以上)</td><td>40㎡以上 (36㎡以上)</td><td>50㎡以上 (45㎡以上)</td></tr></tbody></table> <p>※当面の間は、()内の面積基準を満たした住宅で可とする。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)
世帯人数	1人	2人	3人	4人							
住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)							
<input type="checkbox"/>	<p>○住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く。）が、以下の表に定める金額以下であること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr></thead><tbody><tr><th>家賃</th><td>45,000円</td><td>50,000円</td><td>55,000円</td></tr></tbody></table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	家賃	45,000円	50,000円	55,000円		
世帯人数	1人	2人	3人以上								
家賃	45,000円	50,000円	55,000円								
<input type="checkbox"/>	○原則として、昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること。										

■助成金の申請方法・お支払いについて

○助成金は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に申請を行った場合、申請からお支払いまで、1ヶ月半～2ヶ月程度の期間を要します。

○引越し後にできるだけ早く助成金を受け取りたい方は、引越し前に資格要件の審査を行う「助成対象者の認定申請」を行っていただくと、引越し後のお支払いまでの期間を短縮することができます。

○申請方法や必要書類は、窓口にお問い合わせください。

■助成金の申請期限について

○助成金の申請期限は、引越し前の申請を行う場合と引越し前の申請を行わない場合で異なります。

《引越し前の申請を行う場合》

引越し予定日の3か月前から1か月前の期間

《引越し前の申請を行わない場合》

引越し日から5か月以内



■助成対象となる経費

○申請世帯が、事業者（不動産会社、引越し業者）に支払う経費で、以下のものが対象になります。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○エアコン等の取り外し・取り付けに係る費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×ご近所への挨拶品の手配等に係る費用

■助成金額

・助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額 10万円）

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

<計算例>

助成対象となる経費		助成率	助成金額
・礼金	40,000円	1/2	77,500円 (155,000円×1/2 =77,500円)
・仲介手数料	25,000円		
・火災保険料	20,000円		
・家賃債務保証料	20,000円		
・引越し費用	50,000円		
合 計：	155,000円		

更新日：2018年3月27日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度について

制度の概要

平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、「住宅セーフティネット法」という。）が改正され、低額所得者・高齢者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度が創設されました。

面積や構造、設備等について一定の基準を満たす住宅を、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として、福岡市に登録することができます。

※住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者（被災後3年以内）、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方をいいます。

<住宅をお探しの方>

専用のホームページ（「セーフティネット住宅情報提供システム」）で、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について検索、閲覧ができます。

[セーフティネット住宅情報提供システム（外部リンク）](#)

<住宅の登録をお考えの方>

賃貸人の方は、要件を満たす住宅を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録することができます。

主な登録要件

- 各戸の床面積が原則25平方メートル以上であること
※共同居住型住宅（シェアハウス）の場合は、別途基準あり
[共同居住型住宅（シェアハウス）の基準（外部リンク）](#)
- 耐震性（新耐震基準に適合）を有すること
- 一定の設備（台所、便所、洗面、浴室）を設置していること
- 建築基準法、消防法に違反していないこと
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失わないこと
- 基本方針や供給促進計画に照らして適切であること 等




登録手続き

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録するためには、福岡市へ申請手続きが必要です。
(福岡市内の住宅に限ります。)

<登録の流れ>

登録については、下記の「登録手続きフロー図」及び1～4を確認してください。

[登録手続きフロー図 \(162kbyte\)](#) 

1. 事前協議

登録基準など登録内容について事前に確認を行います。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を行う予定の方は、必ず事前協議を行ってください。

なお、協議にあたっては、事前に連絡の上、協議日時の調整をお願いします。

≪協議先≫ 福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課
福岡市中央区天神1-8-1 福岡市庁舎3階
TEL : 092-711-4279

2. 登録申請書の準備

事前協議を踏まえ、登録申請に必要な書類等の準備をお願いします。

なお、必要書類については、下記の「申請書類一覧」を確認の上申請してください。

[申請書類一覧 \(15kbyte\)](#) 

3. 登録申請

登録申請を行うには、「セーフティネット住宅情報提供システム」にログインし、アカウント取得後、登録情報を入力し、登録システムから印刷した申請書に必要な書類を添付し提出してください。登録システムの入力方法等については、「セーフティネット住宅情報提供システム」ホームページで確認してください。

[セーフティネット住宅情報提供システム \(外部リンク\)](#)

4. 登録審査手数料

登録申請及び登録事項の変更申請（住戸の追加がある場合のみ）には、手数料が必要です。

※登録申請時に住宅計画課からお渡しする「収入証紙貼付簿」に手数料相当分の福岡市収入証紙を添付し提出してください。

※登録手数料の支払いは、福岡市収入証紙によるものに限ります。

【収入証紙販売所】

1. 福岡市刊行物福岡市役所サービスステーション（福岡市庁舎地下1階）
2. 福岡県建築士事務所協会（福岡市庁舎4階 住宅都市局建築指導部内）
3. 区役所売店：博多区、城南区、早良区、南区

[登録審査手数料一覧 \(165kbyte\)](#) 

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅として登録される場合には、国から住宅の改修費補助を受けることが可能です。詳細は、スマートウェルネス住宅等推進事業室のホームページ（「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」）をご覧ください。



ください。

[住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（外部リンク）](#)

なお、登録を受けた住宅の改修費に対する住宅融資支援機構の融資制度があります。

詳細は、住宅金融支援機構のホームページ(「賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）」)をご覧ください。

[賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）（外部リンク）](#)

制度について

法律、省令、告示等は、下記のセーフティネット住宅情報提供システムのホームページをご参照ください。

[セーフティネット住宅情報提供システム（外部リンク）](#)

お問い合わせ先

部署：住宅都市局 住宅部 住宅計画課

住所：福岡市中央区天神1丁目8の1

電話番号：092-711-4598

FAX番号：092-733-5589

E-mail：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



福岡市役所

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 [\[地図・福岡市役所へのアクセス\]](#)

代表電話：092-711-4111

市役所開庁時間：午前8時45分～午後6時

各区役所の窓口受付時間：午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

[\[組織一覧・各課お問い合わせ先\]](#)

[このサイトについて](#)

[リンク・著作権等](#)

[サイトマップ](#)

[行政機関等リンク集](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[携帯サイト](#)

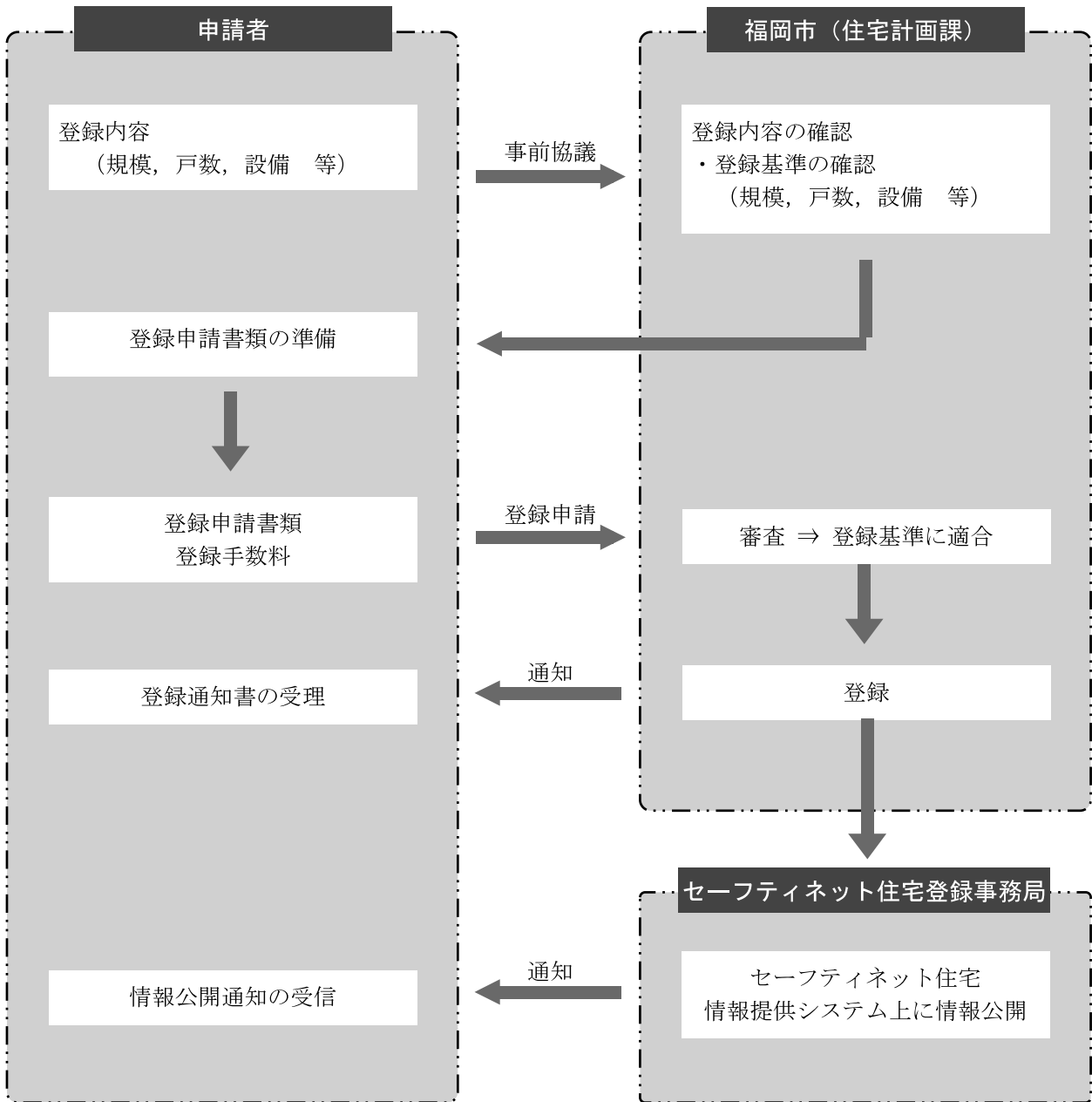
[アクセシビリティについて](#)

[音声読み上げについて](#)

Copyright(C)Fukuoka City.All Rights Reserved.



■登録手続きのフロー



申請書類一覧

□新規登録

		提出書類	必須	注意事項
申請書	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書		★	セーフティネット住宅情報提供システムから情報入力し、印刷したものを提出
	登録申請する住宅の図面			
添付書類	付近見取図		★	住宅の位置を表示
	配置図		★	縮尺・方位、住宅とその敷地を表示
	各階平面図		★	・縮尺、方位、間取り、各室の用途、設備の概要を表示 ・各住戸部分の面積に関する求積図、求積表を表示
	土地及び建物の所有を証する書類			
	建物の登記事項証明書 等		★	申請者が住宅を自ら所有する場合
	住宅の権利関係を示す書類（賃貸借契約書 等）			申請者と住宅所有者が異なる場合
	管理委託契約書			登録する住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合
	登記事項証明書及び定款			申請者が法人である場合
	法人の登記事項証明書			申請者（未成年）の法定代理人が法人である場合
	誓約書		★	・登録を受けようとする者が法第11条第1項に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約書 ・登録を受けようとする者が法第11条第1項から第5項までに掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約書 ※誓約書の参考様式は、「セーフティネット住宅情報提供システム」ホームページ（「制度について知る」のページ）からダウンロードできます
登録申請する住宅が基準に適合していることを証する書類				
耐震基準に適合している証明書（昭和56年6月1日以後に新築工事に着手したもの）		★	下記のいずれかの書類 ・建築基準法に基づく検査済証 ・昭和56年6月1日以後に新築工事に着手したことを証明する書類	
耐震基準に適合している証明書（昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したもの）			下記のいずれかの書類 ・耐震改修促進法に基づき建築士が行った耐震診断結果報告書 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書 ・住宅瑕疵担保履行法に基づく保険契約が締結されていることを証明する書類 ・その他住宅の耐震性に関する書類	
消防法・建築基準法に適合していることの証明書			建築基準法に基づく検査済証、検査済交付証明書 等	
近傍同種の住宅の家賃に関する調査		★	家賃が近傍同種と均衡を失いがないことがわかる書類（周辺類似物件の家賃、間取り等がわかる書類）	

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手数料

①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する登録申請手数料

登録戸数の区分	登録申請手数料
1戸	6,000円
2戸以上4戸以下	7,000円
5戸以上9戸以下	9,000円
10戸以上29戸以下	11,000円
30戸以上39戸以下	12,000円
40戸以上49戸以下	13,000円
50戸以上99戸以下	15,000円
100戸以上	20,000円

②住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する登録事項等の変更手数料

追加登録戸数の区分	登録申請手数料
1戸以上4戸以下	1,000円
5戸以上9戸以下	3,000円
10戸以上19戸以下	4,000円
20戸以上29戸以下	5,000円
30戸以上39戸以下	6,000円
40戸以上49戸以下	7,000円
50戸以上99戸以下	9,000円
100戸以上	13,000円

備考：住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録（登録事項等の変更の場合も含む）される住宅が共同居住型住宅（シェアハウス）の場合は、登録に係る住宅の戸数は室数とする。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業
「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」

平成29年9月25日 時点

No.	補助対象工事細目一覧	共用	住戸
居住支援協議会等が必要と認める工事			
100	入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事		
101	車いす対応台所の設置等	○	○
102	車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置	○	○
103	福祉型便所の設置等	○	○
104	脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）	○	○
105	聴覚障害者用お知らせランプの設置	○	○
106	点字表示の設置	○	○
107	居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修	○	○
108	居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）	○	○
109	居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修	○	○
110	屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）	○	○
111	建物に付随する屋外スロープの設置	○	○
200	安全性能の向上工事		
201	転落防止措置に係る工事	○	○
202	クッション床へ改修	○	○
203	台所の対面化や大型化に係る工事	○	○
204	柱等の角の面取り及びクッションの設置	○	○
205	ドアや扉へ指詰め防止工事	○	○
206	IHコンロ化や消火装置付きコンロへの改修	○	○
207	バランス釜から給湯器への改修	○	○
208	トイレ等、外から開けられる鍵の設置	○	○
209	浴室進入防止のための鍵等の設置（乳幼児事故防止等）	○	○
210	緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）	○	○
211	2重ロックの設置	○	○
212	オートロックの設置	○	○
213	面格子の設置	○	○
214	防犯カメラ設置	○	○
215	カメラ付きインターホン設置	○	○
216	防犯フィルム設置	○	○
217	人感センサー付照明設置	○	○
218	足元灯の設置	○	○
219	シャッター付コンセント等の設置	○	○
220	防犯ガラスの設置	○	○
221	強化ガラス、安全ガラスの設置	○	○
222	施錠式郵便受箱の設置	○	○
300	防音性・遮音性の向上工事		
301	防音壁の設置	○	○
302	防音サッシの設置	○	○
303	二重床工事・床仕上げ材の改修	○	○
304	界壁の防音工事	○	○
400	ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）		
401	断熱材の設置		
402	断熱・遮熱塗装	○	○
403	断熱タイル設置	○	○
404	断熱・遮熱フローリングの整備	○	○
405	グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設	○	○
406	断熱サッシの設置		
407	内窓設置	○	○
408	複層ガラス設置	○	○
409	断熱フィルム設置	○	○
410	断熱雨戸設置	○	○
411	遮熱ガラリ設置	○	○
412	断熱シャッター設置	○	○
413	気密シートの設置	○	○
414	風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置	○	○
415	暖房便座への更新（温水シャワー付含む）	○	○
500	防火・消火対策工事		
501	自動火災報知器の設置	○	○
502	避難設備誘導灯設置	○	○
503	非常用照明設置	○	○
504	スプリンクラー等設置（消火設備設置、屋内消火栓設備設置）	○	○
505	内装材の不燃化工事	○	○
506	防火戸の設置	○	○
600	高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備		
601	トイレにおむつ交換台を設置	○	○
602	キッズスペースの設置	○	○
603	共用リビングの設置	○	○
604	談話室の設置	○	○

御注意：記載のある事業の他にも補助事業の対象となる場合がございますので、御不明な点がある場合は支援室までお問い合わせください。

H30.6.5

法人名称	業務地域		支援業務									
	福岡市	福岡市外	入居相談・支援	家賃債務保証	身元保証 (保証人代行)	生活相談・支援	見守り (電話)	見守り (訪問)	金銭・財産管理	家財・遺品整理	死後事務	その他
(株) クラスケア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
(一社) 生活支援センター結		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(社福) グリーンコープ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
NPO 法人 セーフティネット NeedsMe	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
(一社) そーしゃる・おふいず		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
NPO 法人 福岡すまいの会	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
NPO 法人 抱撲	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
ホームネット(株)	○	○	○				○	○		○	○	○
MPO 法人 ライフサポートネットワーク	○		○			○	○	○				○
(株) あんしんサポート	○	○	○			○	○			○	○	○
NPO 法人 大牟田ライフサポートセンター		○	○	○	○	○						○
株式会社 ホームアシスト福岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

※福岡県では、H29.11.26 に審査基準を設定

平成 30 年度 福岡市

子育て世帯住替え助成事業のご案内

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な子育て世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成する事業です。

■募集期間

平成 30 年 6 月 18 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

※助成金の申請受付は、募集期間内で先着順とさせていただきます。



■注意事項

- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 申請は、窓口で受け付けます。(郵送不可)
- 申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ・申請窓口

福岡市役所 住宅計画課 (市役所本庁舎 3 階)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話 : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00)

FAX : 092-733-5589

<ホームページ>

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei_2.html


福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!

■助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要件																		
<input type="checkbox"/>	<p>○以下のいずれかに該当する世帯であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯 																		
<input type="checkbox"/>	○転居後に福岡市内に住民票があること。																		
<input type="checkbox"/>	○転居前の住宅の直近6か月間の家賃に未払いがないこと。																		
<input type="checkbox"/>	<p>○下記に定める住宅間で転居を行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th>転居後の住宅（福岡市内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（※） </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>（※）既存住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものであって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）以外をいう。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅，UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅，申請者が所有する住宅からの住替え，それらの住宅への住替えは対象外。 ※平成30年4月1日以降に引越しを行った方が対象です。</p>	転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（※） 	<p>（※）既存住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものであって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）以外をいう。</p>													
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）																		
<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅（退職等により立退きを求められた場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（※） 																		
<p>（※）既存住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものであって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）以外をいう。</p>																			
<input type="checkbox"/>	<p>○前年における世帯の所得金額が，以下の表に定める金額以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>3,488,000円</td> <td>3,868,000円</td> <td>4,248,000円</td> <td>4,628,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒所得基準の確認方法や，6人以上の場合については，窓口までご相談ください。</p> <p>※市街化調整区域の以下の校区に転居される場合，<u>所得金額の要件はありません。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東区</td> <td>志賀島・勝馬</td> </tr> <tr> <td>早良区</td> <td>脇山・内野・曲渕</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>北崎・今津・能古・玄界・小呂</td> </tr> </tbody> </table> 	世帯人数	2人	3人	4人	5人	総所得金額	3,488,000円	3,868,000円	4,248,000円	4,628,000円	行政区	校区	東区	志賀島・勝馬	早良区	脇山・内野・曲渕	西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂
世帯人数	2人	3人	4人	5人															
総所得金額	3,488,000円	3,868,000円	4,248,000円	4,628,000円															
行政区	校区																		
東区	志賀島・勝馬																		
早良区	脇山・内野・曲渕																		
西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂																		
<input type="checkbox"/>	○転居前の居住地における，市税等に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。																		
<input type="checkbox"/>	○生活保護を受給していないこと。																		
<input type="checkbox"/>	○暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。																		
<input type="checkbox"/>	○過去にこの助成金を受けていないこと。																		

■同居・近居, 多子世帯の要件

チェック	それぞれの要件	
<input type="checkbox"/>	同居	○同居をする子育て世帯と親世帯を合わせた世帯所得が、左表の世帯の総所得金額に当てはまること。
<input type="checkbox"/>	近居	○子育て世帯と親世帯の住居が同一小学校区または隣接小学校区であり、両世帯の直線距離が1.2km以内となること。
<input type="checkbox"/>	多子世帯	○子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）、妊娠している者の子どもが3人以上いる世帯。

■住替え後の住宅の要件

住替え後の住宅が以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件					
<input type="checkbox"/>	○以下の表に定める専用面積を有する住宅であること。					
	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
<input type="checkbox"/>	<p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合</u>は次の算式で計算する。 住戸専用面積＝(10㎡×世帯人数+10㎡)×0.95</p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人/3歳以上6歳未満…0.5人/6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。</p> <p>(式) 世帯人数2～3人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 5人以上・・・(10㎡×世帯人数+10㎡)×0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>					
<input type="checkbox"/>	○住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く。）が、以下の表に定める金額以下であること。※既存住宅購入の場合は除く (妊娠中の者は2人とする)					
	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上
	家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
<input type="checkbox"/>	○原則として、昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること。					

■助成金の申請方法・お支払いについて

○助成金は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に交付申請を行った場合、申請からお支払いまで、1ヶ月半～2ヶ月程度の期間を要します。

○引越し後にできるだけ早く助成金を受け取りたい方は、引越し前に資格要件の審査を行う「助成対象者の認定申請」を行っていただくと、引越し後のお支払いまでの期間を短縮することができます。

○申請方法や必要書類は、窓口にお問い合わせください。



■助成金の申請期限について

○助成金の交付申請をする場合：引越し日から5か月以内

※引越し前に「助成対象者の認定申請」を行う場合は、引越し予定日の3か月前から1か月前まで

※平成30年4月1日以降に引越しを行った方が対象です。

■助成対象となる経費

○申請世帯が、事業者（不動産会社、引越し業者）に支払う経費で、以下のもの対象になります。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○既存住宅購入費用 ○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○エアコン等の取り外し・取り付けに係る費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×ご近所への挨拶品の手配等に係る費用

■助成金額

○助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額15万円）

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

○同居・近居、多子世帯は、上記上限額にそれぞれ5万円を加算した額を上限額とします。

■住宅ローン【フラット35】について

○本事業を利用し、既存住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】子育て支援型・地域活性型を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間 年▲0.25%）を受けることができます。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性型利用申請書」等を福岡市へ提出する必要があります。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。お客さまコールセンターへお問い合わせください。

〈フラット35の詳細について〉

・住宅金融支援機構のホームページ（www.flat35.com）

・お客さまコールセンター（0120-0860-35 / 祝日、年末年始以外 9:00～17:00）